

有 価 証 券 報 告 書

事業年度 自 2019年3月1日
(第38期) 至 2020年2月29日

ソーバル株式会社

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第38期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8
2 【事業等のリスク】	10
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13
4 【経営上の重要な契約等】	15
5 【研究開発活動】	16
第3 【設備の状況】	17
1 【設備投資等の概要】	17
2 【主要な設備の状況】	17
3 【設備の新設、除却等の計画】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【自己株式の取得等の状況】	24
3 【配当政策】	25
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	26
第5 【経理の状況】	38
1 【連結財務諸表等】	39
2 【財務諸表等】	63
第6 【提出会社の株式事務の概要】	77
第7 【提出会社の参考情報】	78
1 【提出会社の親会社等の情報】	78
2 【その他の参考情報】	78
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	79

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年5月22日

【事業年度】 第38期(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

【会社名】 ソーバル株式会社

【英訳名】 Sobal Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者 推 津 敦

【本店の所在の場所】 東京都品川区北品川五丁目9番11号

【電話番号】 03-6409-6131 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 島 谷 裕 一

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区北品川五丁目9番11号

【電話番号】 03-6409-6131 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 島 谷 裕 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月		2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月
売上高	(千円)	7,717,078	7,914,087	8,223,672	8,190,800	8,344,072
経常利益	(千円)	621,312	500,169	588,178	631,981	645,715
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	391,737	347,744	425,138	417,846	436,182
包括利益	(千円)	391,737	347,744	425,138	417,846	436,182
純資産額	(千円)	2,755,524	2,775,138	3,016,954	3,226,485	3,088,645
総資産額	(千円)	3,798,640	3,567,877	4,020,323	4,148,003	4,327,739
1株当たり純資産額	(円)	327.76	339.89	369.39	395.05	392.59
1株当たり当期純利益金額	(円)	46.61	41.86	52.06	51.16	54.97
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	46.58	41.85	52.05	—	—
自己資本比率	(%)	72.5	77.8	75.0	77.8	71.4
自己資本利益率	(%)	14.9	12.6	14.7	13.4	13.8
株価収益率	(倍)	11.5	17.2	21.6	18.5	17.3
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	(千円)	145,106	219,687	540,058	343,875	909,887
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	(千円)	152,973	94,625	△13,546	△6,686	△21,098
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	(千円)	△577,631	△327,661	△183,025	△207,578	△573,264
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	1,403,635	1,390,286	1,733,773	1,863,383	2,178,908
従業員数	(名)	992	1,015	1,003	981	966

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 臨時従業員については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3 2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第34期期首に株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4 第37期及び第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第38期の期首から適用しており、第37期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月
売上高 (千円)	6,617,767	6,781,760	6,944,650	6,891,583	6,833,949
経常利益 (千円)	599,060	474,318	522,277	536,638	560,082
当期純利益 (千円)	391,607	280,053	350,311	355,241	391,089
資本金 (千円)	213,860	214,002	214,265	214,265	214,265
発行済株式総数 (株)	4,203,600	4,204,600	8,167,498	8,167,498	8,167,498
純資産額 (千円)	2,696,877	2,648,800	2,815,789	2,962,715	2,779,781
総資産額 (千円)	3,472,668	3,189,361	3,570,647	3,596,520	3,701,991
1株当たり純資産額 (円)	320.79	324.42	344.76	362.75	353.33
1株当たり配当額 (円)	39.00	42.00	36.50	27.00	30.00
(1株当たり中間配当額)	(19.00)	(21.00)	(24.00)	(13.00)	(15.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	46.59	33.71	42.90	43.50	49.29
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	46.56	33.70	42.89	—	—
自己資本比率 (%)	77.7	83.1	78.9	82.4	75.1
自己資本利益率 (%)	15.2	10.5	12.8	12.3	13.6
株価収益率 (倍)	11.5	21.3	26.2	21.7	19.3
配当性向 (%)	83.7	124.6	85.1	62.1	60.9
従業員数 (名)	851	904	891	867	837
株主総利回り (%)	121.1	165.9	259.2	226.2	234.1
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(86.8)	(105.0)	(123.5)	(114.8)	(110.6)
最高株価 (円)	1,480	1,550	2,580 ※1,310	2,280	1,475
最低株価 (円)	907	1,063	1,326 ※925	767	791

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 臨時従業員については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

3 2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第34期期首に株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、第36期の1株当たり配当額は、株式分割前の中間配当額24円と当該株式分割後の期末配当額12.5円を合計した金額です。

4 第37期及び第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第34期期首に株式分割が行われたと仮定して、株主総利回りを算定しております。

6 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

7 ※印は、株式分割(2017年9月1日、1株→2株)による権利落後の株価であります。

2 【沿革】

当社事業の主な変遷は以下のとおりです。

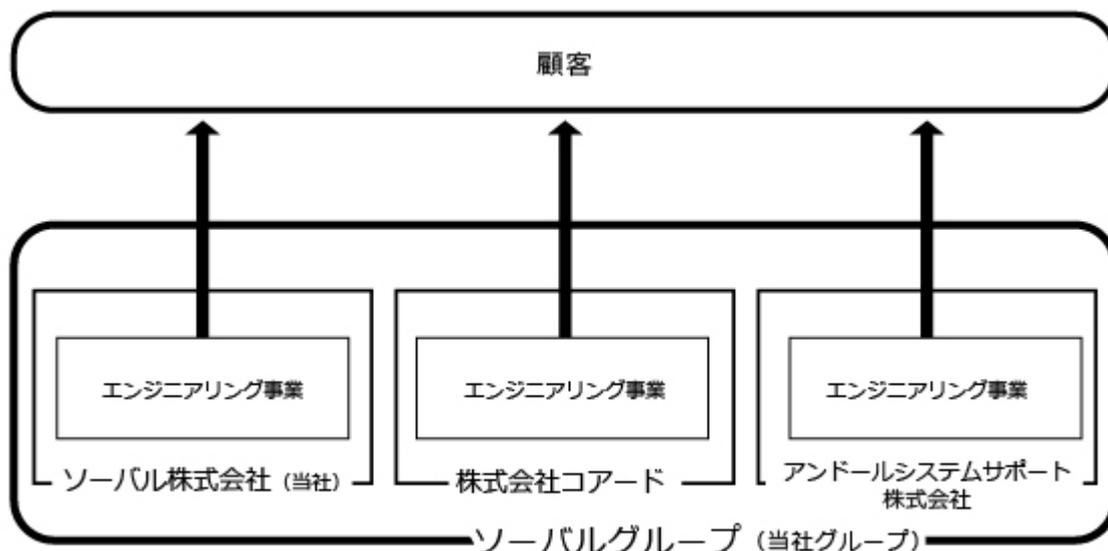
年月	変遷の概要
1983年1月	電子計算機販売及びソフトウェア開発等を目的に、資本金2百万円にて当社前身である美和産業株式会社を、東京都渋谷区渋谷三丁目8番7号において設立
1984年2月	本社を東京都葛飾区柴又六丁目13番1号に移転
1985年7月	本社を東京都新宿区高田馬場三丁目1番5号に移転
1986年8月	本社を東京都新宿区高田馬場二丁目14番5号に移転
1988年3月	キャノン株式会社との開発受託取引が開始
1989年6月	美和産業株式会社からトオタス株式会社に商号変更
1990年4月	本社を東京都豊島区池袋三丁目1番2号に移転
1991年11月	開発部門と評価部門の分離を目的に、当社100%出資の子会社として評価業務を専門に取り扱うトオタス株式会社（当社と別会社）を資本金10百万円にて設立
1991年11月	キャノン株式会社グループ企業以外の取引先への対応を目的として評価業務を専門に取り扱うトオタス情報システム株式会社を資本金10百万円にて設立
1994年12月	本社を東京都大田区下丸子三丁目25番14号に移転 東海テック株式会社（1991年11月設立）が当社との株式交換により、当社の持株会社となる
1998年10月	子会社であるトオタス株式会社及びトオタス情報システム株式会社を業務一本化のため解散
2004年4月	経営効率と業務執行のスピード化を目的として、執行役員制度を導入
2004年12月	当社の持株会社である東海テック株式会社吸収合併
2005年2月	RFID開発センターの前身となるコアテクノロジー研究開発センターを立上げ、RFIDの本格的研究を開始
2005年2月	障害者雇用を目的として、デザフト株式会社を資本金10百万円にて設立
2005年3月	トオタス株式会社をソフトイングローバル株式会社に商号変更
2006年3月	ソフトイングローバル株式会社をソーバル株式会社に商号変更
2007年2月	子会社デザフト株式会社を体制の一本化のため解散
2008年12月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
2011年3月	業務範囲の拡大を目的として、株式会社コアード（資本金20百万円）の株式を取得し、当社の連結子会社化
2012年9月	業務範囲の拡大を目的として、株式会社MCTEC（資本金78百万円）の株式を取得し、当社の連結子会社化
2013年7月	株式会社大阪証券取引所と株式会社東京証券取引所の合併に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
2015年3月	RFID事業を譲渡
2015年5月	業務範囲の拡大を目的として、アンドールシステムサポート株式会社（資本金99百万円）の株式を取得し、当社の連結子会社化
2016年5月	株式会社MCTECを吸収合併
2017年4月	IoTプラットフォームに関する事業を譲受け

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関連子会社）は、当社及び連結子会社2社で構成されており、ファームウェア、ソフトウェア並びにハードウェアの開発及び評価に関するサービスを提供するエンジニアリング事業を主な事業として展開しております。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



主として、デジタル製品メーカーに対し、ファームウェア、ソフトウェア並びにハードウェアの「開発」を支援するサービスを提供しております。同時に、開発中の試作品の不具合や仕様誤りをプログラムレベルで評価・検証したり、生産前の製品の品質評価をする「評価」サービスも併せて提供しております。また、デジタル製品メーカー以外にも、精密機器や電子機器メーカーに対して、同様の技術支援サービスの提供を行っております。

ファームウェアとは、ハードウェアを動かすための専用ソフトウェアです。ただし、ソフトウェアが無形物であり、ハードウェアが有形物であるという前提において、開発過程ではソフトウェアであり、完成物はハードウェアであると捉えることもできます。

ソフトウェアがパソコン等のコンピュータハードウェアとは別に存在している一方で、ファームウェアはマイクロコンピュータ（以下、マイコン）やセンサー、モータ等のデバイスを制御する「ICチップ」といわれるハードウェア内に存在するものであるため、製品においては、通常、ハードウェアの一種として取り扱われることが一般的です。しかしながら、そのICチップに搭載される制御コード群の開発は、通常のソフトウェアの開発と同じくプログラミング作業によって行われるため、開発過程ではソフトウェアとして認識されることが一般的です。このファームウェアは「組込み」とも呼ばれることが多く、またプリンタやデジタルカメラに組み込まれるなど、ファームウェアの市場認知度が高まってきたこと、通常のソフトウェア開発において求められるものとは一般的に異なる知識や技術がファームウェア開発に必要なことなどから、ソフトウェア（アプリケーション）、ハードウェアという概念に加えて、ファームウェア（組込み）という異なったカテゴリで一般的に認識されることが多くなってきたと考えております。

ファームウェアの機能に関して、プリンタを例にとると、単純に片面に1ページしか印刷できなかったものが、モータの回転方向、用紙の送り方等を制御することで、両面印刷や、1面に2ページ印刷するといった複雑な“機器の制御”が可能になります。同様に、デジタルカメラでは、部屋の明るさを判定し自動でストロボを発光することや、手ぶれを補正して正しい画像の保存をするなどの機能を付加することができます。このように、身近にある電化製品の多くが、高性能・高機能化のためにマイコンを搭載しております。

ソフトウェアでは、デジタル製品のアプリケーションツールやドライバの開発のみならず、業務系及びWeb系のアプリケーション開発にも携わっております。

ハードウェアでは、LSIやDSPの設計・開発、周辺回路設計を開発範囲としております。

併せて、組込みソフト開発において培われた技術基盤により、製品開発コスト管理支援ソリューション、組込みシステム設計支援ソリューション、SoC設計支援ソリューション、ソフトウェア製品化支援ソリューション、基板装置試作・量産支援ソリューション等の各種コンサルテーションを提供しております。

4 【関係会社の状況】

2020年2月29日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社コアード	東京都港区	20	エンジニアリング 事業	100.0	役員の兼任 3名 業務受託
アンドールシステム サポート株式会社	東京都品川区	99	エンジニアリング 事業	100.0	役員の兼任 3名 業務受託及び委託

- (注) 1 有価証券届出書及び有価証券報告書を提出している会社はありません。
 2 アンドールシステムサポート株式会社は特定子会社であります。
 3 アンドールシステムサポート株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	862百万円
	② 経常利益	3百万円
	③ 当期純利益	△0百万円
	④ 純資産額	135百万円
	⑤ 総資産額	829百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年2月29日現在

従業員数(名)	966
---------	-----

- (注) 1 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。
 2 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 3 臨時従業員については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2020年2月29日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
837	36.9	11.3	4,984

- (注) 1 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。
 2 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 3 臨時従業員については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「技術で社会に貢献する」を基本理念に掲げ、かつ「企業にとって、最大の資源は人材である」との考えをもとに「人」を根幹に据えた事業戦略を進めてまいりました。

また、高い意識と技術をもつ人材が充実した環境で働くことが、価値あるテクノロジーを生み出す近道だと考え、仕事とプライベートのバランスを大切にす社風の構築にも力を注いでまいりました。その結果として、優れた人材集団の形成ができ、顧客からも高い評価を頂くに至っております。この考え方を基本に、今後も事業拡大を推し進めるためには、一層の「人」への投資（教育・研修）と技術力の向上を図っていくことが必要であります。当社グループといたしましては、顧客の求める、以下に記載の「高・守・即」を実践しております。

高 高信頼・高技術・高品質・高性能・高意欲・高知識・高効率
守 守納期・守環境・守機密・守法令
即 即対応

当社グループは、より多くの顧客満足を得る企業となり、更なる技術力や利益の向上を図ってまいります。さらに、ボランティア等の社会貢献を実践し、全てのステークホルダーに愛される企業・貢献できる企業となるべく成長し、企業価値を最大限に高めていく所存であります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、会社が継続的に成長を実現するためには、既存事業でより高い成長性を確保し、人材採用や教育、更にM&Aや新規事業への投資を行うことが重要であると考えております。これらを実現するため、売上高を増加させるとともに、適正な利益を確保することを目標としております。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

今後のIT業界において、各種開発案件は堅調に推移するものと思われませんが、米国を発端とする貿易問題やアジアにおける地政学リスク等も懸念されております。当社グループは、主としてファームウェア、ソフトウェア並びにハードウェアの開発とその製品の評価に関するサービスを提供しております。当社グループの主要取引先が属する業界においては、顧客企業におけるエンジニアに対するニーズと競合他社との差別化の観点から、支援する技術品質の安定的な向上とともに、以下の3点を重要課題として取り組んでまいります。

① コア事業における一部の取引先への依存度低減及び新規優良取引先の開拓

当連結会計年度のキャノングループへの売上高は当社グループ売上高の31.6%を占めており、経営の健全性確保の観点からも同社グループへの依存度をより低減させることが、以後の安定した経営を進める上で重要な経営課題であると認識しております。

この経営課題への取組みとして、新規優良取引先の開拓は必須であり、M&Aを含めた営業活動を積極的に推し進めております。

今後も引き続き、新規優良取引先の開拓を推し進めてまいります。従来からのデジタル製品メーカーや情報通信分野に加え、自動車分野、医療分野、ロボット分野、公共・社会インフラ分野にも注力し、営業推進を行ってまいります。また、Web系のシステム開発にも取り組んでまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成

取引先のニーズに対して、最適なサービスを提供するためには、優秀なエンジニアの確保及び育成が、重要な課題であると認識しております。

このため、エンジニアの採用面において「人」を最重視した方針を掲げ、技術スキルのみ偏った採用に陥らず、人間性重視の採用戦略を推し進めております。

採用後は、新卒エンジニアに対して、社会人として常識のある行動の教育と、集中的な技術基礎教育を行い、その後、OJTを通じて実践的な技術力を磨いております。エンジニアとして一定のスキルが身についたから、各種育成プログラムにより、継続してスキルアップが可能な場を提供し、優秀なエンジニアの育成を行っております。

③ 業務効率化による利益率向上への取り組み

利益率向上への取り組みとして、業務効率化は不可欠であると認識しております。その実現には、スケジュール策定・工数見積・要員計画といったプロジェクト管理のスキルの高いリーダーが必要となります。

当社グループでは、技術面の教育に加えて、実際のプロジェクト運営の経験を数多く積ませることで、優秀なプロジェクトリーダー・マネージャーの育成を行い、中長期的な利益率の向上に取り組んでおります。

2 【事業等のリスク】

以下においては、当社グループの事業展開上における現在の事業等に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しており、併せて必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家の皆様に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。また、以下の記載は本株式の投資に関連するリスクのすべてを網羅するものではありませんのでご注意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループでは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて慎重にご検討ください。

(1) 人材の確保に関するリスク

① 優秀な人材の確保及び育成について

エンジニアリング事業において顧客のニーズに的確に対応するためには、関連する技術・技能を有した多くの優秀な人材を常時確保しておく必要があります。また、それ以上に顧客との関係の向上が重要であると考えております。当社グループは、これらの達成の為に、要員計画に基づき、新卒、経験者の採用を行うとともに従業員に対する技術教育の実施や健康管理の推進に努めております。

しかしながら、今後、事業を拡大していくにあたり、これら事業の推進に必要な人材を適切に確保・育成できない場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

② 労務費の増加について

当社グループの原価の大部分は労務費であります。労務費の増加は、売上高の増加により吸収可能と考えておりますが、契約金額に転嫁できなかった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) エンジニアリング事業の変動要因に関するリスク

① 契約金額の下落について

当社グループが顧客と締結する契約金額は、地域及び顧客企業の業種、景気動向や同業他社との競争、技術革新のスピードへの対応度合い等に左右されます。当社グループは、今後とも既存取引先のニーズに対応し、安定した取引の継続を図るとともに、新規顧客の獲得に努める中で、当社グループの契約金額が下落することを防止するよう努めてまいりますが、事業環境に変化が起こった場合や、競争力のあるサービスを維持できず、顧客ニーズに適切に対応できないことによって同業他社との競争が激化した場合等には、契約金額が下落し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 品質について

当社グループが提供する業務では、顧客の要求事項に基づき、受託ソフトウェアの開発、製品の設計・開発及び保守サービス等を行っておりますが、それらの品質管理を徹底し顧客に対する品質保証を行うとともに、顧客サービスの満足度の向上に努めております。また、引合い・見積り・受注段階からのプロジェクト管理の徹底、プロジェクトマネジメント力の強化に努め、不採算案件の発生防止にも努めております。

しかしながら、当社グループの提供するサービス等において、品質上のトラブルが発生した場合には、トラブル対応による追加コストの発生や損害賠償等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 情報の漏洩に関するリスク

① 個人情報及び特定個人情報の管理について

当社グループでは、個人情報及び特定個人情報（以下、個人情報）の取扱いに関する基本方針を定め、個人情報の管理・取扱いには管理責任者を置き、個人情報の厳正な管理を行っております。また、当社においてプライバシーマークを取得しております。

しかしながら、万一個人情報が流出した場合には、損害賠償等が求められる可能性があるほか、当社グループの社会的な信用を低下させ、事業活動に重大な影響を与える可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性もあります。

② 情報セキュリティについて

当社グループでは、業務上多数の顧客情報・製品開発情報等を取扱っております。これらの情報セキュリティ管理につきましては、物理的セキュリティの充実に加え、セキュリティポリシー、行動規範の従業員向け教育の実施、またこれらの運営・維持推進を組織的かつ継続的に取り組んでおります。

しかしながら、万一何らかの原因により情報システムの停止や顧客情報・製品開発情報等の秘密情報の外部への漏洩等が発生した場合には、当社グループの信用の失墜、企業イメージの低下を招き、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び訴訟に関するリスク

① 労働者派遣事業について

当社グループのエンジニアリング事業において行っている業務は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働派遣者の保護等に関する法律（以下、労働者派遣法）」で定められた「労働者派遣事業」に該当するものがあります。当社グループでは関係法令の遵守に努め労働者派遣事業を行っておりますが、労働者派遣法に定める派遣元事業主としての欠格事由に該当したり、法令に違反した場合等には当該事業の停止を命じられ、労働者派遣事業が営めなくなるリスクがあります。また、新たに法規制の緩和や改正等が行われた場合、当社グループに不利な影響を及ぼすものであれば、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

② 製造物責任について

当社グループは、ISO9001(QMS)の認証を受けるなど、品質管理体制の整備を進め、安定した品質の確保に十分留意して製品の製造を行っております。また、当社グループ製品については、その性質特性上、直接、当社グループ製品が原因で人の生命、身体または財産を侵害する可能性は極めて低いと考えておりますが、当社グループ製品は他の製品への組込み等が想定されることから、製造物責任法の責任範囲について対応するため、生産物賠償責任保険に加入しております。

しかしながら、全ての製品について品質不良等が発生しない保証はなく、また、製品に対するリコール、苦情またはクレームが発生しない保証もないため、このような製品不良等に関わる事態が発生した場合には、当社グループの顧客に対する信用力が著しく低下する可能性があり、かつ想定を超える賠償責任額が発生し、当社グループに対する評価のみならず、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権の侵害について

当社グループは、第三者が保有している知的財産権を侵害しないよう特に留意しており、現時点で侵害の事実はないと認識しております。しかし、故意によらず、第三者の特許等の知的財産が新たに登録された場合、また当社グループが認識していない特許等の知的財産が成立している場合、当該第三者から損害賠償または使用差止等の請求を受ける可能性、並びに当該特許等の知的財産に関する対価の支払い等が発生する可能性があります。このような場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 一部の取引先への依存について

当社グループの売上高は、特定顧客への依存度が高く、当連結会計年度における売上高比率はキャノングループが31.6%を占めており、経営の健全性確保の観点からキャノングループへの売上の拡大を図りつつ、他社への売上をそれ以上に伸ばさせていくことによって依存度をより低減させることが、以後の安定した経営を進める上で非常に重要な経営課題であると認識しております。この経営課題への取り組みとして、新規優良取引先の開拓は必須であり、積極的に営業活動を押し進めております。また、M&Aの実施による顧客獲得も考慮し戦略的に顧客獲得に取り組んでまいりました。

しかしながら、キャノングループへの売上高比率は依然として高く、キャノングループの生産拠点の変更や開発体制の見直し等事業戦略の変更があった場合、新製品販売計画や開発計画などの変更があった場合、及び当社グループへの発注方針に変化があった場合には、取引が減少し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規事業の展開に関するリスク

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、IoTプラットフォームに関連する事業及びネット関連事業を推進しており、研究開発活動による提供製品・サービスの充実、積極的な営業活動を行っております。その中で、マーケットの分析やサービスの開発等に時間を要したり、必要な資源の獲得に予想以上のコストがかかるなど、必ずしも計画が順調に進行しない可能性があります。また、景気低迷による企業の設備投資抑制等の影響により、軌道に乗った事業展開ができるとは限らず、方針の変更や事業の見直し等の何らかの問題が発生する可能性もあり、収益獲得に至らず損失が発生する場合があります。このような場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 繰延税金資産について

現在の会計基準では、ある一定の状況において、今後実現すると見込まれる税金費用の減少を繰延税金資産として計上することが認められております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。

当社グループが、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、当社グループの繰延税金資産は減額され、その結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) M&Aに係るリスク

当社グループは、事業範囲の拡大を目的とし、M&Aを積極的に行う方針であります。当社グループでは、企業買収や事業提携を行う際、事前にリスクを把握・回避するために、対象となる企業の財務内容や事業についてデューデリジェンスを実施しております。しかしながら、買収後に予期しない債務が発覚する可能性や、事業環境や競合状況の変化等により当社グループの事業計画に支障をきたす可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等の発生について

地震・暴風雨・洪水等の自然災害、火災・テロ・暴動・戦争等の人災が発生し、当社グループの従業員の勤務に大きな支障をきたした場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの自社拠点及び常駐先顧客の事業所は関東地方に集中しており、当該地域において、事業活動の停止及び社会インフラの損壊や機能低下等につながるような、予想を超える事態が発生した場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、良好な雇用情勢が続き、個人消費も緩やかに成長した一方、海外経済の不確実性に加え、消費税増税、金融市場の変動、新型コロナウイルスの発生など、景気に対する先行きの不透明感が増してきております。当社グループが属するIT業界を取り巻く環境は、引き続き好況感が継続しており、堅調に推移いたしました。

このような経済環境の中、当社グループにおきましては、請負業務の拡大、体制及び環境構築、人材育成と技術ノウハウの蓄積、積極的な営業活動に継続して取り組みました。特に子会社の株式会社コアードにおきましては、期首期末における検収の重なりもあり、売上利益ともに拡大いたしました。

その他、今後需要の拡大が予測されるAIやIoT分野に対しては、新たな需要を掘り起こすべく様々な企業との協業に向けた検討や最先端技術の習得を強化しております。

以上により、当社グループの売上高は8,344百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益は633百万円（同2.0%増）、経常利益は645百万円（同2.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は436百万円（同4.4%増）となりました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ315百万円増加し2,178百万円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、909百万円（前連結会計年度に得られた資金は343百万円）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益647百万円の計上、売上債権の増減額140百万円、未払金の増減額113百万円などの資金増加要因が、法人税等の支払額199百万円などの資金減少要因を上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、21百万円（前連結会計年度に使用した資金は6百万円）となりました。これは主に、差入保証金の差入による支出16百万円、有形固定資産の取得による支出3百万円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、573百万円（前連結会計年度に使用した資金は207百万円）となりました。これは、配当金の支払額231百万円、自己株式の取得による支出341百万円によるものであります。

(2) 生産、受注及び販売の状況

① 生産実績

生産実績においては、当社グループの業務形態上、重要性が乏しいため記載を省略しております。

② 受注実績

当連結会計年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
エンジニアリング事業				
業務請負形態	4,639,017	+1.5	475,680	△14.3
合計	4,639,017	+1.5	475,680	△14.3

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 派遣形態は、サービスの提供量に応じて対価を得るため受注実績には記載していません。

③ 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門別	販売高(千円)	前年同期比(%)
エンジニアリング事業	8,344,072	+1.9
合計	8,344,072	+1.9

(注) 1 当社及び連結子会社は、エンジニアリング事業の単一セグメントであるため、販売実績は、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
キャノン株式会社	2,969,638	36.3	2,349,291	28.2

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。

連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び予測を行わなければなりません。見積り特有の不確実性が存在するため、結果として、このような見積りと実績が異なる場合があります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度期首から適用しており、財政状態については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較分析を行っております。

a 財政状態の分析

当連結会計年度末における資産合計額は4,327百万円(前連結会計年度末比179百万円増)、負債合計額は1,239百万円(同317百万円増)、純資産合計額は3,088百万円(同137百万円減)となりました。

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は3,484百万円となり、前連結会計年度末に比べ150百万円増加となりました。これは主に、現金及び預金1,878百万円(前連結会計年度末比315百万円増)、受取手形及び売掛金1,010百万円(同140百万円減)によるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は842百万円となり、前連結会計年度末に比べ28百万円増加となりました。これは、有形固定資産529百万円(前連結会計年度末比9百万円減)、無形固定資産17百万円(同20百万円減)、投資その他の資産296百万円(同58百万円増)によるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は1,025百万円となり、前連結会計年度末に比べ282百万円増加となりました。これは主に、未払金287百万円(前連結会計年度末比120百万円増)、未払法人税等167百万円(同53百万円増)、未払消費税等162百万円(同75百万円増)によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は213百万円となり、前連結会計年度末に比べ35百万円増加となりました。これは主に、役員退職慰労引当金103百万円(前連結会計年度末比30百万円増)によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は3,088百万円となり、前連結会計年度末に比べ137百万円減少となりました。これは主に、利益剰余金3,096百万円（前連結会計年度末比203百万円増）、自己株式341百万円（前連結会計年度末比341百万円増）によるものであります。

b 経営成績の分析

(売上高)

従来の組込み系の開発案件はもとより、業務系、WEB系のシステム及びソフトウェア開発、インターネットを活用した各種サービスの開発のほか、AI・自動運転等の新規技術分野の開発に関しましても堅調に受注いたしました。その結果、当連結会計年度における売上高は8,344百万円（前年同期比1.9%増）となりました。

(売上総利益)

売上高の増加、子会社の収益化を図った体制再編による利益貢献等により、労務費等の製造原価の増加を吸収いたしました。その結果、当連結会計年度における売上総利益は1,600百万円（同2.2%増）となりました。

(営業利益)

継続的なコスト削減を推し進めてまいりました。その結果、当連結会計年度における営業利益は633百万円（同2.0%増）となりました。

(経常利益)

団体保険の配当金等により、営業外収益が14百万円となりました。また、自己株式取得費用等の営業外費用が発生し、営業外費用は2百万円となりました。その結果、当連結会計年度における経常利益は645百万円（同2.2%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

法人税等の計上により、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は436百万円（同4.4%増）となりました。

③ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

④ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要のうち主なものは、労務費、販売費及び一般管理費等に係る運転資金となります。これらにつきましては、基本的に営業活動によるキャッシュ・フローや自己資金を充当し、投資が必要な場合には状況に応じて金融機関からの調達を行うこととしております。

なお、現在の現金及び現金同等物の残高、営業活動によるキャッシュ・フローの水準については、当面事業を継続していくうえで十分な流動性を確保しているものと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約書名	契約期間	契約内容
当社	キャノン株式会社	労働者派遣基本契約書	1997年1月1日契約締結最新契約：2015年9月30日から1年自動更新	キャノン株式会社に対して、派遣形態によるサービスの提供を行うための基本契約書
当社	キャノン株式会社	開発業務委託基本契約書	1996年12月1日契約締結最新契約：2003年10月21日から1年自動更新	キャノン株式会社に対して、業務請負形態によるサービスの提供を行うための基本契約書

当社	ソニー株式会社	人材派遣基本契約書	2006年3月1日契約締結最新契約：2016年4月1日から1年自動更新	ソニー株式会社に対して、派遣形態によるサービスの提供を行うための基本契約書
当社	ソニー株式会社	業務委託基本契約書	2005年6月14日契約締結最新契約：2005年6月14日から1年自動更新	ソニー株式会社に対して、業務請負形態によるサービスの提供を行うための基本契約書
株式会社 コアード	富士通株式会社	システムエンジニアリング業務基本契約書	2005年4月1日契約締結最新契約：2016年4月1日から1年自動更新	富士通株式会社に対して、業務請負形態によるサービスの提供を行うための基本契約書

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は、総額4百万円であります。主な内容は、オフィス什器、オフィス設備及びサーバの購入によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年2月29日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	車両運搬具 及び工具器 具備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (東京都品川区)	エンジニアリング事業 全社共通	本社機能 開発拠点	16,012	7,588	—	23,600	212
下丸子オフィス (東京都大田区)	エンジニアリング事業 全社共通	会議室 開発拠点	22,404	204	78,755 (274.83)	101,363	—

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
 2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3 従業員数は、各事業所の就業人員であり、顧客企業へ配属した技術者は含まれておりません。
 4 連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都品川区)	賃借建物	149,319

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

2020年2月29日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	車両運搬具 及び工具器 具備品	土地 (面積㎡)	合計	
株式会社コアード	本社 (東京都港区)	エンジニア リング事業 全社共通	本社機能 開発拠点	1,338	0	—	1,338	12
アンドールシステム サポート株式会社	本社 (東京都品川区)	エンジニア リング事業 全社共通	本社機能 開発拠点	44,413	471	289,000 (386.82)	333,884	46
アンドールシステム サポート株式会社	大阪事業所 (大阪府大阪市 福島区)	エンジニア リング事業	開発拠点	22,143	636	42,500 (148.75)	65,280	5

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
 2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3 従業員数は、各事業所の就業人員であり、顧客企業へ配属した技術者は含まれておりません。
 4 株式会社コアードは賃借物件であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	29,600,000
計	29,600,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年2月29日)	提出日現在 発行数(株) (2020年5月22日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,167,498	8,167,498	東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	単元株式数100株
計	8,167,498	8,167,498	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

(第5回新株予約権)

決議年月日	2020年3月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 130 当社子会社従業員 9
新株予約権の数(個)	295
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,500 〔募集事項〕(3)に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64,100 〔募集事項〕(5)に記載しております。
新株予約権の行使期間	2022年6月1日～2032年5月31日
新株予約権の行使の条件	〔募集事項〕(8)に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	〔募集事項〕(11)に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	〔募集事項〕(12)に記載しております。

当社は、2020年3月9日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社の従業員（以下、「当社従業員等」という。）に対して、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として下記の内容の新株予約権の募集を行うことを決議しております。

〔募集事項〕

(1) 新株予約権の名称

ソーバル株式会社 第5回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 130名 275個

当社子会社従業員 9名 20個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当

社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の総数

295個とする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 64,100円 (1株当たり 641円)

上記金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価格であり、割当てを受ける者が、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

2022年6月1日から2032年5月31日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社が提出した2022年2月期乃至2031年2月期の有価証券報告書に記載されている連結売上高又は連結営業利益が、下記の(a)又は(b)のいずれかの条件を充たした場合、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとする。

(a) 連結売上高が100億円を超過した場合

(b) 連結営業利益が10億円を超過した場合

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高及び連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、合理的な範囲内において、当社の取締役会が別途参照すべき適正な指標を定めるものとする。

② 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者は新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（3）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（9）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件

上記（8）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記（10）に準じて決定する。

(13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権の割当日

2020年3月24日

(15) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2015年3月1日～ 2016年2月29日 (注)1	2,800	4,203,600	322	213,860	322	118,860
2016年3月1日～ 2017年2月28日 (注)1	1,000	4,204,600	142	214,002	142	119,002
2017年6月30日 (注)2	△122,251	4,082,349	—	214,002	—	119,002
2017年8月10日 (注)1	1,400	4,083,749	262	214,265	262	119,265
2017年9月1日 (注)3	4,083,749	8,167,498	—	214,265	—	119,265

- (注) 1 新株予約権の行使による増加であります。
 2 自己株式の消却による減少であります。
 3 株式分割(1:2)による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (名)	—	1	17	34	15	1	4,802	4,870	—
所有株式数 (単元)	—	57	929	35,045	189	1	45,433	81,654	2,098
所有株式数 の割合(%)	—	0.07	1.14	42.91	0.23	0.00	55.65	100.00	—

- (注) 自己株式300,215株は、「個人その他」に3,002単元、「単元未満株式の状況」に15株に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
エバーコア株式会社	東京都杉並区久我山五丁目29番6号	3,480,000	44.2
ソーバル従業員持株会	東京都品川区北品川五丁目9番11号	869,900	11.1
川下 奈々	東京都杉並区	377,440	4.8
推津 敦	東京都世田谷区	377,440	4.8
丸田 卓	千葉県千葉市中央区	90,000	1.1
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	45,700	0.6
佐々木嘉樹	大阪府大阪市天王寺区	43,000	0.5
町田 泰則	東京都墨田区	43,000	0.5
推津 順一	東京都西東京市	40,080	0.5
推津 幸子	東京都西東京市	40,040	0.5
計	—	5,406,600	68.7

(注) 上記のほか当社所有の自己株式300,215株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,865,200	78,652	—
単元未満株式	普通株式 2,098	—	—
発行済株式総数	8,167,498	—	—
総株主の議決権	—	78,652	—

② 【自己株式等】

2020年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ソーバル株式会社	東京都品川区北品川 五丁目9番11号	300,200	—	300,200	3.68
計	—	300,200	—	300,200	3.68

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2019年4月10日)での決議状況 (取得期間 2019年4月11日～2019年10月10日)	300,000	450,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	300,000	341,629
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	40	42
当期間における取得自己株式数	—	—

(注) 当期間における取得自己株式数には、2020年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	300,215	—	300,215	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2020年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を経営課題の一つとして考え、当社において将来可能性がある企業買収や設備投資、研究開発等のための内部留保の充実を図るとともに、安定的かつ継続的な利益還元策の実施を目指すことを基本方針としております。

また、当社の剰余金の配当は中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としており、これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保金につきましては、今後の事業展開への備えや、人材・設備への投資に充当し、一層の業容拡大を目指してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年9月30日 取締役会決議	118,009	15.00
2020年5月21日 定時株主総会決議	118,009	15.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はパブリックカンパニーとしての社会的責任を自覚するとともに、長期安定的な株主価値の向上を経営の最重要課題として位置付けており、関連法規及び社内規則を遵守する企業倫理を確立し、経営の透明性・効率性・健全性を高めてまいります。

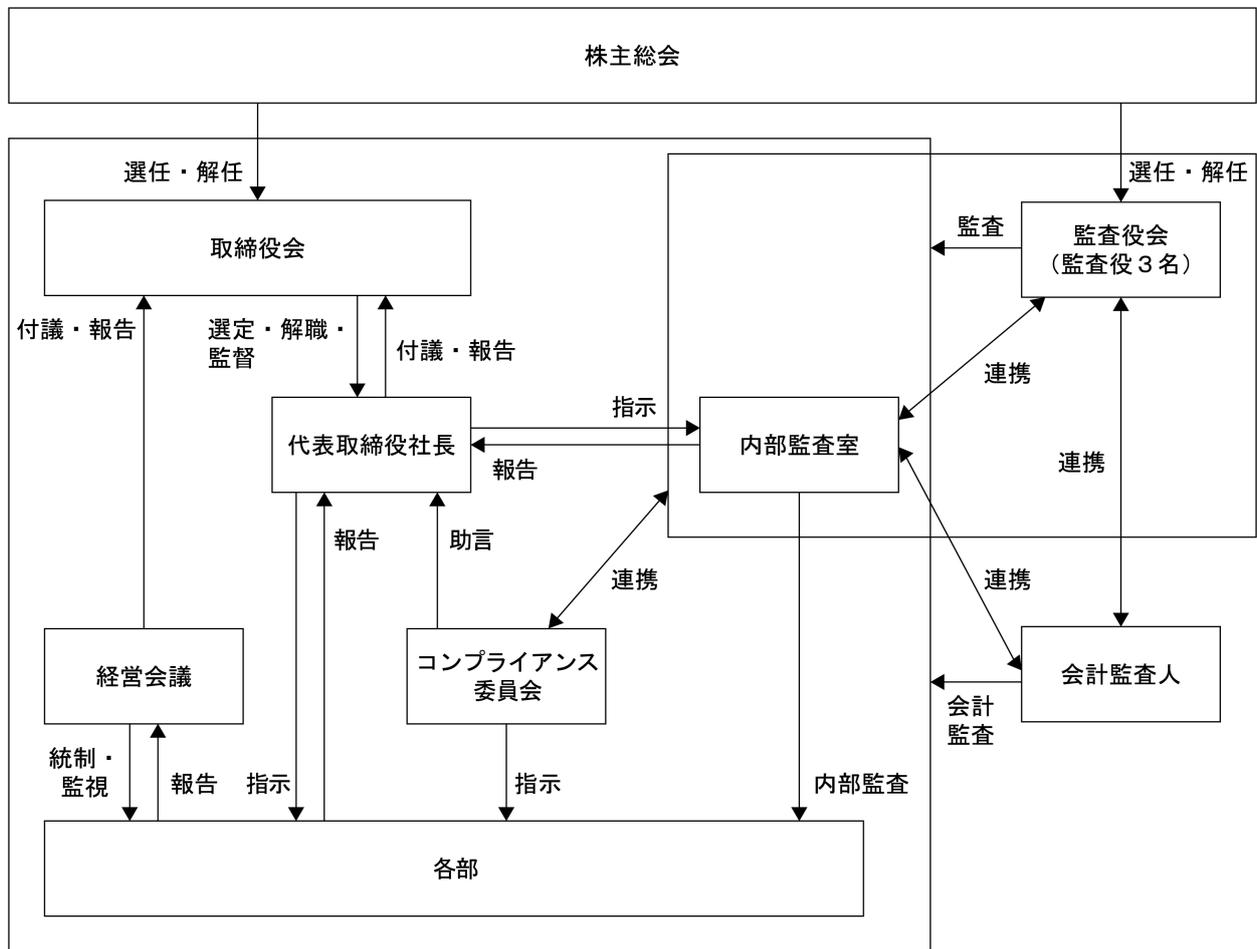
当社での経営監視の仕組みとして、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し役職員の職務執行を監視する体制をとっております。また、経営の健全性・透明性を高めるために、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスガイドラインを制定し、役職員に対する研修・周知徹底に努めております。

これらの施策・体制を取ることで、当社といたしましては、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの概要を図示すると、次のとおりであります。



(i) 取締役会

取締役会は、2020年5月22日現在、取締役4名(代表取締役社長 推津敦(議長)、東谷正雄、舊橋学、山林敬)によって構成され、毎月定例を1回、都度臨時に開催し、経営の基本的な方針と戦略の決定、並びに業務執行の監督機関として法令または定款及び取締役会規程に定められた事項につき決議を行い、また諸規程に基づき業務上の重要項目の執行につき承認または決定を行います。

(ii) 経営会議及び執行役員制度

当社は、2004年4月から経営効率と業務執行のスピード化を目的として、執行役員制度を導入し、2020年5月22日現在、執行役員9名で構成されており、取締役会で決議した事項の執行にあっております。

取締役会を「経営の基本的な方針と戦略の決定、並びに業務執行の監督機関」と位置づけ、経営会議は、執行役員の業務執行に係る重要事項を審議決定し、全社的に意思決定が必要な事項を取締役に付議することにより、経営の効率化を図っております。併せて、組織の統制及び監視を行う機能を有しています。

なお、経営会議は、原則として毎月1回の定例会議を開催し、取締役(代表取締役社長 推津敦(議長)、東谷正雄、舊橋学、山林敬)並びに執行役員(部門責任者)を常時構成メンバーとし、上記事項のほか、月度単位の予算と実績の差異分析及び各種懸念事項の審議等を行っております。

(iii) 監査役会

当社では、定款により監査役及び監査役会を設置することを定め、監査体制の強化を図っております。

監査役会は、2020年5月22日現在、常勤監査役1名(常勤監査役 伊藤光男(議長))、非常勤監査役(社外監査役)2名(篤海量明、河崎健一郎)によって構成され、監査の方針を定めるほか、監査報告書の作成を行っております。

(iv) 内部監査室

内部監査室は、2020年5月22日現在、内部監査室長1名が担当しており、必要がある場合は、代表取締役社長の承認を得て他の部署の者を監査業務に従事させることができます。内部監査は各部門の所管業務が法令、定款及び社内の諸規程に従い、又はあらかじめ定められた経営方針に基づき適正かつ有効に執行されているか否かを調査し、代表取締役社長に報告することにより、会社の財産の保全及び経営効率の向上に資することを目的としております。

(v) コンプライアンス委員会

当委員会は「コンプライアンスの体制・仕組みづくり」と全従業員への「コンプライアンス意識の啓発」を主な活動内容とし、状況に応じ、代表取締役社長に対し助言を行います。

原則、毎月1回の定例会議を開催し、活動推進を行います。

(vi) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、本部機能がその中心となり、現行の規定等に従った業務運用を実践しております。また、社内的には、内部監査室及び監査役監査による実査を実施し、牽制機能を働かせております。側面支援として、コンプライアンス委員会にて、懸念される事柄について検討する体制も整えております。社外的には顧問弁護士、顧問社会保険労務士等とは適宜連携を図り、発生する事案に対しては助言及び指導を受け、併せて各種契約締結時におけるリーガルチェックを実践しております。

(vii) 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の企業行動指針及び各種マニュアルを適用しつつ、自社の事業規模・特性をふまえ業務の適正の確保を図っております。また、子会社の取締役は、当社監査役と定期的に会合を持ち、業務遂行に関する事項等について報告を行っております。また、子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務遂行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行わなければならないものとしております。

(ロ) 当該体制を採用する理由

当社では、監査役会を設置しております。監査役監査につきましては、1名の常勤監査役と2名の非常勤監査役による監査役会を構成し、経営に関する監視を行う体制を採用しております。そして、各々の専門性に基づき、企業活動の適法性・効率性に関して適切な助言がなされるものと考えております。これを通じ、監査役監査の妥当性・適正性を担保し、さらに経営の意思決定の妥当性・適正性も確保することができる体制であると考えております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

- (i) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (v) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (vii) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (viii) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

上記（内部統制システムの整備の状況）に記載しましたとおり、コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会において、従業員からの相談の受け付けや、法令等違反が疑われる行為の事実関係の把握、及び違反があった場合の再発防止、処分等の検討を行っております。

(ハ) 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社を含めた当社グループの業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」によって各業務の担当部署並びに決裁権限者を明確にし、組織的かつ能率的な運営を図ることを定めております。

また、当社の子会社が重要な事項を決定する際には、関連規程に従って、当社の関係部門と事前協議を行い、当社は子会社の経営内容の把握並びに検討を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、監査役3名との間に、責任限定契約を締結しております。

また同様に、会社法第427条第1項の規定により、当社と会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、会計監査人との間に、責任限定契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られるものとし、損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

⑤ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(イ) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであり

ます。

(ロ) 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主の皆様への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役の員数は、定款により12名以内と規定しております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任については、累積投票によらないものと規定されております。

また、解任決議について、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0.0%)

a. 取締役及び監査役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 兼最高経営責任者	推津 敦	1978年8月31日生	2004年4月 アジアパシフィックシステム総研株式会社入社 2005年9月 当社入社 2007年3月 常務執行役員就任 2007年7月 企画室長就任 2009年5月 取締役就任 専務執行役員就任 2011年3月 取締役副社長就任 2012年5月 最高執行役員就任 2013年4月 株式会社コアード 取締役就任 2014年4月 執行役員就任 2014年5月 代表取締役副社長就任 2015年5月 代表取締役副会長兼最高経営責任者就任 株式会社コアード 代表取締役会長(現任) アンドールシステムサポート株式会社 代表取締役会長兼最高経営責任者就任(現任) 2017年5月 経理部長就任 2018年5月 代表取締役社長兼最高経営責任者就任(現任)	(注3)	377,440
取締役	東谷 正雄	1978年12月21日生	2005年4月 アンリツ株式会社入社 2006年12月 当社入社 2015年4月 執行役員就任 2015年5月 株式会社コアード 取締役社長就任(現任) 2016年7月 アンドールシステムサポート株式会社 取締役就任(現任) 2017年5月 専務取締役就任 2020年5月 取締役就任(現任)	(注3)	15,400
取締役 新規事業部長 営業部長	舊橋 学	1967年3月22日生	1991年4月 野村証券株式会社入社 2016年2月 当社入社 執行役員就任 総務部長就任 2016年3月 管理本部長就任 2016年5月 専務取締役就任 株式会社コアード 監査役就任 2019年3月 新規事業部長就任(現任) 営業部長就任(現任) 2020年5月 取締役就任(現任)	(注3)	1,200

取締役 システム本部長 システムソリューション部 長	山林 敬	1974年2月21日生	1996年4月	株式会社ジャストオートリーシ ング入社	(注3)	1,000
			2001年4月	当社入社		
			2013年4月	執行役員就任		
			2014年3月	システムソリューション部長就任		
			2016年3月	SS技術推進部長就任		
			2016年5月	株式会社コアード 取締役就任 (現任)		
			2016年5月	アンドールシステムサポート株式 会社 取締役就任		
			2017年3月	システムソリューション部長就任 (現任)		
			2017年5月	取締役就任 (現任)		
			2019年3月	システム本部長就任 (現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	伊藤 光男	1959年6月5日生	1983年4月 株式会社ジェーシーイ入社 1988年2月 当社入社 2006年5月 執行役員就任 2009年3月 内部監査室長就任 2016年5月 常勤監査役就任(現任) 2017年1月 株式会社コアード 監査役就任	(注4)	2,400
監査役	鴛海 量明	1965年7月17日生	1990年4月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入所 1993年3月 公認会計士登録 1993年7月 公認会計士・税理士山田淳一郎事務所(現税理士法人山田&パートナーズ)入社 1996年9月 鴛海量明公認会計士事務所開設 1996年12月 税理士登録 1999年4月 優成監査法人(現太陽有限責任監査法人)社員就任 2004年8月 株式会社エクス・ブレイン 代表取締役就任(現任) 2010年1月 税理士法人おしうみ総合会計事務所 代表社員就任(現任) 2016年6月 株式会社レブ・パートナーズ 代表取締役就任(現任) 2018年7月 太陽有限責任監査法人 パートナー就任(現任) 2020年5月 監査役就任(現任)	(注4)	—
監査役	河崎 健一郎	1976年3月17日生	1999年4月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社)入所 2008年1月 東京駿河台法律事務所入所 2013年3月 早稲田リーガルコモンズ法律事務所 代表就任(現任) 2020年5月 監査役就任(現任)	(注4)	—
計					397,440

- (注) 1 監査役の鴛海量明氏及び河崎健一郎氏は、社外監査役であります。
- 2 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は以下のとおりであります。

執行役員	稲葉 勝巳	マニュアル制作部長
執行役員	河原 浩一	ビジネスエンジニアリング部副部長
執行役員	大久保 仁美	ビジネスエンジニアリング部長 アンドールシステムサポート株式会社取締役
執行役員	島谷 裕一	経営企画部長 人事・総務部長
執行役員	西岡 建太	デジタルプロダクト部長
執行役員	杉山 義雄	新規事業部副部長
執行役員	古屋 繁之	アンドールシステムサポート株式会社取締役社長
執行役員	岩崎 恭治	内部監査室長
執行役員	井上 一幸	ビジネスエンジニアリング部西日本ユニット長

- 3 取締役の任期は、2020年2月期に係る定時株主総会終結の時から2021年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、2020年2月期に係る定時株主総会終結の時から2024年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外監査役は2名であり、社外取締役は選任しておりません。当社は、当社経営者から独立した立場から経営への助言や監督を強化するための社外取締役の選任の有効性を十分認識し、社外取締役の選任及びその人選について検討いたしました。当社といたしましては、社外取締役には、取締役として経営上の重要な意思決定に参加いただく以上、企業経営への理解に加えて、当社の事業に属する業界に関する知見を有した方である必要があります。また、経営への客観的な意見をいただくため、当社経営者から独立性を有する必要があると考えております。そして、現時点で、これらの要件を満たす適任者の方の選定に至っておりません。現状において当社が求める適格性を欠く方を社外取締役として選任することは、当社の経営の機動性等を阻害してしまう可能性があり、相当でないと判断しております。社外取締役を置くことにつきましては、今後とも当社に最適なコーポレートガバナンスを目指し、周囲の環境や市場動向の状況等も勘案しつつ、引き続き検討を行ってまいります。

当社は、社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、当社と特段の人的・経済的な関係がなく、かつ高い見識に基づき当社の経営をモニタリングできる者を社外監査役として選任しております。

社外監査役の篤海量明氏は主に財務的な見地から、河崎健一郎氏は主に法的な見地から、それぞれ取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために必要な発言を行っております。

なお、両監査役及び両監査役の兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係、取引関係等の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監査又は内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けると共に、それぞれの監督又は監査に当たり、必要に応じて監査役、内部監査担当者及び会計監査人と協議・報告・情報交換を行うことにより、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

常勤監査役を中心として3名の監査役は、監査役会で定められた監査方針に従い、会計監査、業務監査の一環として取締役会への出席だけでなく、重要な会議への出席を行い、会社の健全な経営に資するために職務を遂行しております。また、内部監査室、会計監査人とは情報及び意見の交換を行い連携を密接にしております。

なお、社外監査役篤海量明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

内部監査室長1名が担当しており、必要がある場合は、代表取締役社長の承認を得て他の部署の者を監査業務に従事させることができます。内部監査は、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に従って実施しております。内部監査では、経営方針との整合性、経営効率の妥当性の面から、業務改善のため必要な監査及び法令や規定等の遵守状況の監査を行っており、その監査結果を取締役社長に報告しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 原田 清朗

指定有限責任社員 業務執行社員 寺澤 直子

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他2名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社の会計監査人として必要とされる専門性、独立性及び適切性と、当社グループの事業活動を一元的に監査する体制を有していること等を勘案し、監査役会の同意を得て選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の監査計画及びその結果、さらには監査法人としての品質管理体制等、各種の報告を定期的に受けており、その内容については定期的に評価を行っております。その結果、当社の監査役及び監査役会は、当社会計監査人は独立監査人として適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,000	—	24,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	24,000	—	24,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めてはおりませんが、監査日数、当社の規模及び業務内容等を勘案し、監査法人との協議により決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断したことであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等は、基本報酬と退職慰労金により構成され、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、基本報酬は経済環境、業界動向及び業績を勘案し、また、退職慰労金は社内規程に基づき決定する方針としております。当事業年度の役員報酬等の額の決定過程については、経営内容、経済情勢等を総合的に考慮し、取締役会及び監査役会で審議の上決議しております。なお、役職ごとの方針の定めはなく、業績連動報酬制度についても採用しておりません。

取締役の報酬限度額は、2009年5月26日開催の第27回定時株主総会決議において年額1億7千万円以内（ただし、従業員分給与は含まない）、また、監査役の報酬限度額は、2006年5月26日開催の第24回定時株主総会決議において年額2千万円以内として決議いただいております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	139,090	115,440	—	—	23,650	7
監査役 (社外監査役を除く。)	9,260	8,760	—	—	500	1
社外役員	2,640	2,640	—	—	—	2

(注) 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式について、株価の価値の変動または株式に係る配当金によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、当該株式の保有が協業関係の構築・強化等に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に保有することを方針としております。

この方針に則り、出資先の事業の状況、当事業に対する効果、投資のリスク及びリターン等を総合的に勘案し、個別銘柄毎に取締役会等にて保有の合理性を検証し、保有の適否を決定しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年3月1日から2020年2月29日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年3月1日から2020年2月29日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な有価証券報告書を作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、適正な情報開示に取り組んでおります。また、監査法人が主催するセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等も行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,563,383	1,878,908
受取手形及び売掛金	1,150,062	1,010,031
仕掛品	※1 243,416	※1 221,932
原材料	15,300	10,671
預け金	300,000	300,000
その他	68,825	69,487
貸倒引当金	△6,894	△6,064
流動資産合計	3,334,095	3,484,965
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	374,258	373,374
減価償却累計額	△255,102	△263,780
建物及び構築物（純額）	119,155	109,593
車両運搬具及び工具器具備品	53,129	56,472
減価償却累計額	△44,094	△47,355
車両運搬具及び工具器具備品（純額）	9,035	9,116
土地	410,407	410,407
有形固定資産合計	538,597	529,118
無形固定資産		
のれん	31,401	6,280
その他	5,776	10,835
無形固定資産合計	37,178	17,115
投資その他の資産		
繰延税金資産	97,657	141,614
その他	140,475	154,925
投資その他の資産合計	238,132	296,539
固定資産合計	813,908	842,773
資産合計	4,148,003	4,327,739

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,835	8,302
未払金	167,151	287,450
未払法人税等	114,687	167,756
未払消費税等	86,721	162,524
賞与引当金	212,672	236,268
受注損失引当金	※1 214	※1 238
その他	135,092	163,152
流動負債合計	743,374	1,025,692
固定負債		
役員退職慰労引当金	72,826	103,426
繰延税金負債	20,872	26,451
その他	84,444	83,524
固定負債合計	178,143	213,401
負債合計	921,518	1,239,094
純資産の部		
株主資本		
資本金	214,265	214,265
資本剰余金	119,265	119,265
利益剰余金	2,893,112	3,096,943
自己株式	△157	△341,828
株主資本合計	3,226,485	3,088,645
純資産合計	3,226,485	3,088,645
負債純資産合計	4,148,003	4,327,739

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
売上高	8,190,800	8,344,072
売上原価	※1 6,624,649	※1 6,743,256
売上総利益	1,566,150	1,600,815
販売費及び一般管理費	※2 945,146	※2 967,083
営業利益	621,003	633,732
営業外収益		
受取利息	24	24
保険配当金	11,330	11,394
固定資産売却益	※3 183	—
その他	2,084	3,268
営業外収益合計	13,622	14,687
営業外費用		
支払利息	49	204
和解金	2,417	—
固定資産除却損	※4 0	※4 191
自己株式取得費用	—	2,131
その他	177	176
営業外費用合計	2,645	2,703
経常利益	631,981	645,715
特別利益		
受取保険金	—	8,652
特別利益合計	—	8,652
特別損失		
災害による損失	—	6,550
特別損失合計	—	6,550
税金等調整前当期純利益	631,981	647,818
法人税、住民税及び事業税	197,431	250,014
法人税等調整額	16,703	△38,379
法人税等合計	214,134	211,635
当期純利益	417,846	436,182
親会社株主に帰属する当期純利益	417,846	436,182

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
当期純利益	417,846	436,182
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	—	—
包括利益	417,846	436,182
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	417,846	436,182
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	214,265	119,265	2,683,533	△109	3,016,954	3,016,954
当期変動額						
剰余金の配当			△208,267		△208,267	△208,267
親会社株主に帰属する当期純利益			417,846		417,846	417,846
自己株式の取得				△47	△47	△47
当期変動額合計	—	—	209,578	△47	209,530	209,530
当期末残高	214,265	119,265	2,893,112	△157	3,226,485	3,226,485

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	214,265	119,265	2,893,112	△157	3,226,485	3,226,485
当期変動額						
剰余金の配当			△232,351		△232,351	△232,351
親会社株主に帰属する当期純利益			436,182		436,182	436,182
自己株式の取得				△341,671	△341,671	△341,671
当期変動額合計	—	—	203,831	△341,671	△137,840	△137,840
当期末残高	214,265	119,265	3,096,943	△341,828	3,088,645	3,088,645

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	631,981	647,818
減価償却費	15,749	14,975
のれん償却額	25,121	25,121
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	187	△829
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△17	23,596
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	△31,807	23
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	12,133	30,600
受取利息	△24	△24
支払利息	49	204
固定資産売却損益 (△は益)	△183	—
固定資産除却損	0	191
受取保険金	—	△8,652
災害損失	—	6,550
売上債権の増減額 (△は増加)	△23,764	140,031
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△34,851	26,113
仕入債務の増減額 (△は減少)	14,120	△18,533
未払金の増減額 (△は減少)	12,135	113,981
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△31,411	75,802
その他	△10,067	24,094
小計	579,351	1,101,065
利息の受取額	24	24
利息の支払額	△49	△204
保険金の受取額	—	8,612
法人税等の支払額	△235,450	△199,610
営業活動によるキャッシュ・フロー	343,875	909,887
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,908	△3,970
有形固定資産の売却による収入	183	—
無形固定資産の取得による支出	△4,190	△458
差入保証金の差入による支出	△10	△16,900
差入保証金の回収による収入	238	230
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,686	△21,098
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	300,000	600,000
短期借入金の返済による支出	△300,000	△600,000
自己株式の取得による支出	△47	△341,671
配当金の支払額	△207,530	△231,592
財務活動によるキャッシュ・フロー	△207,578	△573,264
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	129,610	315,524
現金及び現金同等物の期首残高	1,733,773	1,863,383
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,863,383	※1 2,178,908

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社コアード

アンドールシステムサポート株式会社

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した会社はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

a 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）

b 原材料

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～39年

車両運搬具及び工具器具備品 2年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注のうち発生する原価の見積額が受注額を超過する可能性が高いものについて、損失見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準（案件の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については検収基準を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2023年2月期の期首から適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」103,258千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」97,657千円に含めて表示しております。

また、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて資産合計が13,951千円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

- ※1 損失が見込まれる受注制作のソフトウェア案件に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる受注制作のソフトウェア案件に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
555千円	238千円

(連結損益計算書関係)

- ※1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
214千円	23千円

- ※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
役員報酬	152,474千円	149,957千円
給与	299,895千円	271,103千円
退職給付費用	10,170千円	9,107千円
賞与引当金繰入額	10,690千円	12,646千円
貸倒引当金繰入額	187千円	△829千円
役員退職慰労引当金繰入額	9,380千円	26,886千円

- ※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
車両運搬具及び工具器具備品	183千円	－千円

- ※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
建物及び構築物	－千円	191千円
車両運搬具及び工具器具備品	0千円	0千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	8,167,498	—	—	8,167,498
合計	8,167,498	—	—	8,167,498
自己株式				
普通株式	130	45	—	175
合計	130	45	—	175

(注) 普通株式の自己株式数の増加45株は、単元未満株式の買取りによる増加45株であります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月24日 定時株主総会	普通株式	102,092	12.50	2018年2月28日	2018年5月25日
2018年9月28日 取締役会	普通株式	106,175	13.00	2018年8月31日	2018年11月6日

(注) 2017年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、上記の1株当たり配当額は当該株式分割後の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	114,342	14.00	2019年2月28日	2019年5月24日

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（株）	増加株式数（株）	減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	8,167,498	—	—	8,167,498
合計	8,167,498	—	—	8,167,498
自己株式				
普通株式	175	300,040	—	300,215
合計	175	300,040		300,215

(注) 普通株式の自己株式数の増加300,040株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加300,000株、単元未満株式の買取りによる増加40株であります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月23日 定時株主総会	普通株式	114,342	14.00	2019年2月28日	2019年5月24日
2019年9月30日 取締役会	普通株式	118,009	15.00	2019年8月31日	2019年11月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	118,009	15.00	2020年2月29日	2020年5月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
現金及び預金	1,563,383千円	1,878,908千円
預け金	300,000千円	300,000千円
現金及び現金同等物	1,863,383千円	2,178,908千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、安全性及び流動性を最優先に、収益性も考慮しながら、金融商品を選定する方針であります。

資金調達については、自己資金による調達を原則としつつ、事業計画等に照らし、必要がある場合には、一部銀行借入により調達をする方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程及び経理規程等に従って、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングする体制としております。非上場株式等については、定期的に財務状況等の把握を行っております。

営業債務である買掛金・未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末現在における営業債権のうち23.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（2019年2月28日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,563,383	1,563,383	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※）	1,150,062 △6,894		
	1,143,168	1,143,168	—
(3) 預け金	300,000	300,000	—
資産計	3,006,552	3,006,552	—
(1) 買掛金	26,835	26,835	—
(2) 未払金	167,151	167,151	—
(3) 未払法人税等	114,687	114,687	—
(4) 未払消費税等	86,721	86,721	—
負債計	395,395	395,395	—

（※）受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2020年2月29日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,878,908	1,878,908	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※）	1,010,031 △6,064		
	1,003,966	1,003,966	—
(3) 預け金	300,000	300,000	—
資産計	3,182,874	3,182,874	—
(1) 買掛金	8,302	8,302	—
(2) 未払金	287,450	287,450	—
(3) 未払法人税等	167,756	167,756	—
(4) 未払消費税等	162,524	162,524	—
負債計	626,032	626,032	—

（※）受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年2月28日	2020年2月29日
投資有価証券(非上場株式)	0	0

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年2月28日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,563,383	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,150,062	—	—	—
預け金	300,000	—	—	—
合計	3,013,446	—	—	—

当連結会計年度(2020年2月29日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,878,908	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,010,031	—	—	—
預け金	300,000	—	—	—
合計	3,188,939	—	—	—

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社グループでは、確定拠出制度を採用しております。

2 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用の額は前連結会計年度156,642千円、当連結会計年度155,649千円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
賞与引当金	66,430千円	73,814千円
未払金	—	14,603千円
未払費用	9,863千円	14,012千円
未払事業税等	9,500千円	12,452千円
役員退職慰労引当金	22,472千円	31,959千円
差入保証金	2,923千円	3,589千円
一括償却資産	2,787千円	4,621千円
子会社の繰越欠損金	5,776千円	3,017千円
その他	49,547千円	41,568千円
繰延税金資産小計	169,301千円	199,640千円
評価性引当額	△57,693千円	△49,652千円
繰延税金資産合計	111,608千円	149,988千円
繰延税金負債		
連結子会社の時価評価差額	△34,824千円	△34,824千円
繰延税金負債合計	△34,824千円	△34,824千円
繰延税金資産純額	76,784千円	115,163千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるとき、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
法定実効税率 (調整)	30.86%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.33%	0.44%
住民税均等割	0.36%	0.33%
評価性引当額の増減	△1.07%	△1.24%
所得拡大促進税制による税額控除	△0.27%	—
のれん償却額	1.23%	1.19%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.20%	—
税務上の繰越欠損金の利用	△0.26%	—
その他	0.50%	1.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.88%	32.67%

(資産除去債務関係)

不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
キャノン株式会社	2,969,638	エンジニアリング事業

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
キャノン株式会社	2,349,291	エンジニアリング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり純資産額	395.05円	392.59円
1株当たり当期純利益金額	51.16円	54.97円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	417,846	436,182
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	417,846	436,182
普通株式の期中平均株式数(株)	8,167,364	7,934,369

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
純資産の部の合計額(千円)	3,226,485	3,088,645
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,226,485	3,088,645
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通 株式の数(株)	8,167,323	7,867,283

(重要な後発事象)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、2020年3月9日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社の従業員（以下、「当社従業員等」という。）に対して、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として下記の内容の新株予約権の募集を行うことを決議いたしました。

1. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、当社従業員等に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

ソーバル株式会社 第5回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員	130名	275個
当社子会社従業員	9名	20個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の総数

295個とする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 64,100円（1株当たり 641円）

上記金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価格であり、割当てを受ける者が、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

2022年6月1日から2032年5月31日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社が提出した2022年2月期乃至2031年2月期の有価証券報告書に記載されている連結売上高又は連結営業利益が、下記の (a) 又は (b) のいずれかの条件を充たした場合、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとする。

(a) 連結売上高が100億円を超過した場合

(b) 連結営業利益が10億円を超過した場合

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高及び連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、合理的な範囲内において、当社の取締役会が別途参照すべき適正な指標を定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者は新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8

号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（3）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（9）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件

上記（8）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記（10）に準じて決定する。

(13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権の割当日

2020年3月24日

(15) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載しているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,085,470	4,157,682	6,146,197	8,344,072
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	192,280	373,876	543,577	647,818
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 金額 (千円)	122,293	240,046	351,153	436,182
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	15.10	30.00	44.13	54.97

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額 (円)	15.10	14.90	14.12	10.81

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,197,759	1,339,344
売掛金	※1 845,507	※1 767,257
電子記録債権	—	2,942
仕掛品	107,632	108,858
前払費用	44,216	46,009
預け金	300,000	300,000
その他	※1 36,329	※1 34,583
貸倒引当金	△5,070	△4,622
流動資産合計	2,526,374	2,594,374
固定資産		
有形固定資産		
建物	46,236	41,698
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	7,232	8,008
土地	78,907	78,907
有形固定資産合計	132,376	128,614
無形固定資産		
ソフトウェア	3,752	8,678
その他	716	716
無形固定資産合計	4,468	9,394
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	182,310	182,310
関係会社長期貸付金	530,000	510,000
長期前払費用	540	716
繰延税金資産	89,628	131,325
差入保証金	130,821	145,255
投資その他の資産合計	933,301	969,607
固定資産合計	1,070,145	1,107,617
資産合計	3,596,520	3,701,991

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
未払金	※1 113,883	211,507
未払費用	52,844	55,778
未払法人税等	95,877	140,964
未払消費税等	76,116	126,463
前受金	381	413
預り金	15,277	58,235
賞与引当金	179,674	199,260
受注損失引当金	91	238
その他	2,082	2,372
流動負債合計	536,229	795,234
固定負債		
役員退職慰労引当金	66,718	96,118
その他	30,857	30,857
固定負債合計	97,575	126,975
負債合計	633,804	922,210
純資産の部		
株主資本		
資本金	214,265	214,265
資本剰余金		
資本準備金	119,265	119,265
資本剰余金合計	119,265	119,265
利益剰余金		
利益準備金	23,750	23,750
その他利益剰余金		
別途積立金	40,000	40,000
繰越利益剰余金	2,565,592	2,724,330
利益剰余金合計	2,629,342	2,788,080
自己株式	△157	△341,828
株主資本合計	2,962,715	2,779,781
純資産合計	2,962,715	2,779,781
負債純資産合計	3,596,520	3,701,991

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
売上高	※1 6,891,583	※1 6,833,949
売上原価	※1 5,564,094	※1 5,473,541
売上総利益	1,327,488	1,360,407
販売費及び一般管理費	※1. 2 804,560	※1. 2 815,418
営業利益	522,928	544,989
営業外収益		
受取利息	※1 3,502	※1 3,459
保険配当金	10,192	10,209
固定資産売却益	※3 183	—
経営指導料	※1 1,200	※1 1,200
その他	※1 1,130	※1 2,894
営業外収益合計	16,209	17,764
営業外費用		
支払利息	49	204
和解金	2,417	—
固定資産除却損	※4 0	※4 191
自己株式取得費用	—	2,131
その他	31	143
営業外費用合計	2,498	2,670
経常利益	536,638	560,082
税引前当期純利益	536,638	560,082
法人税、住民税及び事業税	171,979	210,690
法人税等調整額	9,417	△41,696
法人税等合計	181,397	168,993
当期純利益	355,241	391,089

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	5,134,865	92.4	5,091,467	93.0
II 経費		421,804	7.6	383,153	7.0
当期総製造費用		5,556,670	100.0	5,474,620	100.0
期首仕掛品たな卸高		146,987		107,632	
合計		5,703,657		5,582,252	
期末仕掛品たな卸高		107,632		108,858	
当期製品製造原価		5,596,025		5,473,394	
受注損失引当金繰入額		△31,931		147	
売上原価		5,564,094		5,473,541	

(注)※1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
消耗品費	29,171	37,315
減価償却費	3,011	3,477
地代家賃	74,141	78,938
水道光熱費	6,708	6,917
旅費交通費	11,825	10,320
通信費	6,246	5,210
業務委託料	264,178	215,438

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト単位に個別原価計算を行っております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
				別途積立金			
当期首残高	214,265	119,265	119,265	23,750	40,000	2,418,619	2,482,369
当期変動額							
剰余金の配当						△208,267	△208,267
当期純利益						355,241	355,241
自己株式の取得							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	146,973	146,973
当期末残高	214,265	119,265	119,265	23,750	40,000	2,565,592	2,629,342

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△109	2,815,789	2,815,789
当期変動額			
剰余金の配当		△208,267	△208,267
当期純利益		355,241	355,241
自己株式の取得	△47	△47	△47
当期変動額合計	△47	146,925	146,925
当期末残高	△157	2,962,715	2,962,715

当事業年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	214,265	119,265	119,265	23,750	40,000	2,565,592	2,629,342
当期変動額							
剰余金の配当						△232,351	△232,351
当期純利益						391,089	391,089
自己株式の取得							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	158,737	158,737
当期末残高	214,265	119,265	119,265	23,750	40,000	2,724,330	2,788,080

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△157	2,962,715	2,962,715
当期変動額			
剰余金の配当		△232,351	△232,351
当期純利益		391,089	391,089
自己株式の取得	△341,671	△341,671	△341,671
当期変動額合計	△341,671	△182,933	△182,933
当期末残高	△341,828	2,779,781	2,779,781

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）

② 原材料

移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～39年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注のうち発生する原価の見積額が受注額を超過する可能性が高いものについて、損失見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件については進行基準（案件の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については検収基準を適用しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」81,671千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」89,628千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
短期金銭債権	27,234千円	27,221千円
短期金銭債務	209千円	－千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する取引高

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業収益	53,543千円	53,975千円
営業費用	9,100千円	5,743千円
営業取引以外の取引高	5,373千円	5,239千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
役員報酬	129,464千円	126,840千円
給与	267,680千円	234,936千円
賞与引当金繰入額	8,890千円	10,961千円
役員退職慰労引当金繰入額	8,900千円	26,150千円
貸倒引当金繰入額	65千円	△448千円
減価償却費	6,353千円	5,685千円
おおよその割合		
販売費	1.2%	1.6%
一般管理費	98.8%	98.4%

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
車両運搬具	183千円	－千円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
建物	－千円	191千円
工具、器具及び備品	0千円	0千円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
子会社株式	182,310	182,310

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
賞与引当金	55,016千円	61,013千円
未払金	一千円	14,603千円
未払費用	7,975千円	11,338千円
未払事業税等	7,735千円	10,118千円
役員退職慰労引当金	20,429千円	29,431千円
差入保証金	2,591千円	3,146千円
一括償却資産	2,236千円	4,005千円
その他	28,318千円	24,041千円
繰延税金資産小計	124,302千円	157,699千円
評価性引当額	△34,673千円	△26,373千円
繰延税金資産合計	89,628千円	131,325千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
法定実効税率	30.86%	—%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.75%	—%
住民税均等割	0.32%	—%
評価性引当額の増減	△0.22%	—%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.18%	—%
その他	△0.08%	—%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.80%	—%

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、2020年3月9日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社の従業員（以下、「当社従業員等」という。）に対して、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として下記の内容の新株予約権の募集を行うことを決議いたしました。

1. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、当社従業員等に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

ソーバル株式会社 第5回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員	130名	275個
当社子会社従業員	9名	20個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の総数

295個とする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 64,100円（1株当たり 641円）

上記金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価格であり、割当てを受ける者が、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

2022年6月1日から2032年5月31日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社が提出した2022年2月期乃至2031年2月期の有価証券報告書に記載されている連結売上高又は連結営業利益が、下記の(a)又は(b)のいずれかの条件を充たした場合、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとする。

(a) 連結売上高が100億円を超過した場合

(b) 連結営業利益が10億円を超過した場合

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高及び連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、合理的な範囲内において、当社の取締役会が別途参照すべき適正な指標を定めるものとする。

② 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者は新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8

号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（3）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（9）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使条件
上記（8）に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
上記（10）に準じて決定する。

(13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権の割当日

2020年3月24日

(15) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	46,236	—	191	4,346	41,698	140,225
	車両運搬具	0	—	—	—	0	1,026
	工具、器具 及び備品	7,232	4,561	0	3,785	8,008	36,812
	土地	78,907	—	—	—	78,907	—
	計	132,376	4,561	191	8,132	128,614	178,064
無形固定資産	ソフトウェア	3,752	5,957	—	1,031	8,678	—
	その他	716	—	—	—	716	—
	計	4,468	5,957	—	1,031	9,394	—

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5,070	4,622	5,070	4,622
賞与引当金	179,674	199,260	179,674	199,260
受注損失引当金	91	238	91	238
役員退職慰労引当金	66,718	29,400	—	96,118

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、電子公告によることができない、事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL (https://www.sobal.co.jp/stockholder/)
株主に対する特典	株主優待 (1) 対象株主 ①毎年8月31日(基準日)現在の株主名簿に記載された1単元(100株)以上10単元(1,000株)未満保有の株主 ②毎年8月31日(基準日)現在の株主名簿に記載された10単元(1,000株)以上保有の株主 (2) 優待内容 ①500円相当のクオカード ②2,000円相当のクオカード

(注) 当社定款の定めにより、当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第37期 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日) 2019年5月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第37期 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日) 2019年5月24日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第38期第1四半期(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日) 2019年7月10日関東財務局長に提出。

第38期第2四半期(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日) 2019年10月10日関東財務局長に提出。

第38期第3四半期(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日) 2020年1月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議事項)の規定に基づく臨時報告書 2019年5月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書 2020年3月31日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2019年6月10日、2019年7月10日、2019年8月9日、2019年9月10日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年5月22日

ソーバル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 清 朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 澤 直 子 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソーバル株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーバル株式会社及び連結子会社の2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ソーバル株式会社の2020年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ソーバル株式会社が2020年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

ソーバル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 田 清 朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 澤 直 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソーバル株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーバル株式会社の2020年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。